

平成二十年四月八日受領  
答弁第二三八号

内閣衆質一六九第二三八号

平成二十年四月八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島返還の実現に向けた政府の取り組みと国民への説明に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島返還の実現に向けた政府の取り組みと国民への説明に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、例えば、昭和二十九年九月、口上書をもって竹島問題を国際司法裁判所に付託することを大韓民国側に提案している。

二及び三について

外務省としては、アジア大洋州局北東アジア課を中心に、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきていること等から、御指摘の大会等は行わず、御指摘の協力、後援等は行わなかったものである。

四から八までについて

お尋ねの「有効な方策」又は「必要な施策」については、例えば、本年二月に竹島問題に関する冊子を発行したことなどである。

九について

お尋ねについては、外務省として、大韓民国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

十について

外務省として確認できる範囲では、御指摘の冊子（以下「本件冊子」という。）のようなものを発行するのは、今回が初めてである。

十一及び十二について

本件冊子については、御指摘の「政府答弁書一」八及び十について述べたとおり、外務省アジア大洋州局北東アジア課が、文書による決裁を経て作成したものであり、本年二月に発行された。

十三について

本件冊子を発行したことは外務省ホームページで明らかにしており、また、御指摘の「政府答弁書一」十一について述べたとおり、御指摘の「政府答弁書二」においては、竹島問題に関する冊子について「具体的な施策を実施すべきではないか」とのお尋ねに対し、「必要な施策を実施してきている」と誠実にお答えした。

十四について

御指摘の「政府答弁書一」十三について述べたとおり、お尋ねについては、外務省として、大韓民国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

十五について

本件冊子等に関する今後の予定について現時点で確定的にお答えすることは困難であるが、外務省として、本件冊子により、竹島の領有権の問題に関する認識が深まることを期待している。